

# 行政常任委員会会議録

平成 29 年 12 月 25 日（月曜日）

午前 10 時 30 分開議

5 階 委員会室

---

## ◎日程

### 1 教育課

- (1) 指定管理者の指定（夕張市石炭博物館）について
- (2) 給食調理員及び学童保育指導員の採用状況について

### 2 産業振興課

- (1) 「ユーパロの湯」について

### 3 土木水道課

- (1) 市道路線の認定について

### 4 財政課

- (1) 財政再生計画 1 月変更について
- (2) 1 月補正予算について

---

## ◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君  
高 間 澄 子 君  
本 田 靖 人 君  
小 林 尚 文 君  
今 川 和 哉 君  
熊 谷 桂 子 君  
君 島 孝 夫 君  
千 葉 勝 君

---

## ◎欠席委員（0名）

---

### 【委員長挨拶】

(大山委員長)

ただいまより、行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、課長等

が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。教育課、産業振興課、土木水道課、財政課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

### 【教育課】

1. 指定管理者の指定（夕張市石炭博物館）について
2. 給食調理員及び学童保育指導員の採用状況について

（大山委員長）

それでは、教育課より報告を受けてまいります。

（教育長）

おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

教育課からは、そこに記載されている 2 項目について、係から、これからご報告をさせていただきます。

（主幹）

指定管理者の指定についてご説明いたします。

1 ページ資料 1 をごらんください。

夕張市石炭博物館につきまして、夕張市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き等に関する条令第 5 条第 1 項第 5 号により、同条令施行規則第 5 条第 1 項第 1 号により、公募によらない方法により指定し、12 月 15 日に開催されました全体委員会において、特定非営利活動法人炭鉱の記憶推進事業団を指定管理候補者として選定いたしました。

指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間の予定となっております。

選定理由は、事業計画書において、施設の管理にかかる基本方針、事業目標・計画などから、施設の効率的かつ効果的な運営が見込まれるとともに、施設を核とした市内外の人々に向けた様々な効果的な普及活動等の実施が見込まれ、更にこれまでの産炭地を中心とした活動実績や炭鉱遺産の保全に向けた取り組みが、これからの石炭博物館には必要不可欠であると評価されたところでございます。

今回の指定管理者制度の運用は、夕張市の重要政策との関連性や石炭博物館のさらなる効率的かつ効果的な運営に対する取り組みを勘案し、さらに指

定管理者のインセンティブ付与の方法として、利用料金制を導入し、様々な取り組みを行うことによる利用者数及び利用料金の増があった場合においても、指定管理者の収入とし、委託料の清算を行わないこととし、指定管理者のモチベーションの向上を目的としているところであります。

なお、ただいまご説明いたしました指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決が必要となりますことから、第 1 回臨時市議会へ提案しようとするものでありますので、お含みおき願います。

(教育課長)

(2) の給食調理員及び学童保育指導員の採用状況についてご報告申し上げます。

2 ページ資料 2 をごらんください。

先の本会議の中で、ご質問のありました給食調理員及び学童保育指導員の採用状況についてご報告いたします。

まず、給食調理員についてですが、12 月の 18 日に午前の部の 1 名の面接を行い、平成 30 年 1 月 17 日始業式の日から雇用する予定でございます。

これにより給食調理に必要な人工数については確保できた状態でございますが、給食事務員に不足をきたしている状況ですので、今後も人材確保に向けて周知していくところでございます。

なお、学童保育指導員については、今月札幌市内の大学、専門学校等へ募集広告掲示の依頼を行いましたが、現在のところ問い合わせはない状況でございます。

以上でございます。

(教育長)

給食調理員の件について、少しご説明させていただきたいというふう思います。

この件につきましては、ご指摘をいただいたことから、本会議で、1,2 時間の雇用の形態等も含めて、あらゆる想定をしながら、対応していかなければいけないという旨の趣旨でお話をしたところでございます。

給食調理員の関係につきましては、議員の皆様も十分ご承知かと思いますが、大変厳しい雇用状況でございます。

ある一定期間、フルタイムとして活用をしていた経緯がございましたが、ただそれでは、なかなか雇用の申し込みがなかったという現状があり、その対応策として、午前、午後で区切って、求人展開をしてみました。

それで、やっと、申し出が出てきたという現状でございますが、まだまだ非常に厳しいにあるということでございます。

私なりに求人雇用について、最新の情報を入手してまいりました。

ある企業においては人手不足を解消するために短時間の雇用の対応をいたしました。それによって申し出が殺到して、大変成功した事例が私のところでは入手してございます。

これ数例ございました。

そういった成功事例の観点から給食調理員の短時間雇用形態も視野に入れた対応策を講じていかなければいけないというふうに申し上げたところでございます。

ただ、消毒費がかさむだとか、また交代回数が多くなって、それによって安心安全が危惧されるというような部分もございますので、そういったようなことを回避するために今現在、働いている方々のご意向を十分組みながら対応していかなければいけないというふうに感じているところでございます。

いずれにせよ夕張市の地理的現状、状況、環境からいっていろいろなケースを考えていかなければならないというふうに感じているところでございます。

少し、補足をさせていただきました。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

まず、指定管理者の指定について、お伺いいたします。

石炭博物館の選定委員から出された意見としてはどのようなものがありましたか。

(教育課長)

選定委員からは幾つか質問はございましたが、特段、山の記憶に対して、意見ですとか、こういうふうにしたほうがいいのではないかとかというご意見は、特になかったというふうに認識しております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

続いて同じく指定管理者の指定についてなんですけど、この指定期間を5年とした理由というはどのようなものがありますか。

(教育課長)

平成29年度から文化スポーツセンター等の体育施設を体育協会のほうに指

定管理をしたのも 5 年間という長いスパンでの指定管理をお願いしているところではあります。

石炭博物館につきましても、やはりおおむね 5 年がいろいろと石炭博物館の様々なイベント、集客等々を執行していく中でも、それでも最低でも 5 年間というふうな教育委員会としては認識しておりますので、5 年間というふうにさせていただきます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

同じく石炭博物館について伺います。

これまで、今市民の利用料金というのは、非常に安く抑えられているわけですが、今後どういった方針なのかということと、それから市民団体として、博物館友の会という団体が立ち上げられているんですけども、そういったところとの協力関係、それから年間パスだとか子どもたちにそういった場を使って、ふるさとをしっかりと理解して誇りに思ってもらえるような活動をしていきたいということをお考えかお願いいたします。

(教育課長)

基本的に入場料、利用料金というのは、市の条例で定められた条件以内であれば指定管理者が自由に設定することができることとなっておりますので、教育委員会としてこのようにしていただきとかあのようにしていただきということは今現在ございませんが、今後、指定管理者と様々な協議を行っていく中で、いい方法もあれば取り入れていきたいとは考えてはおりますが、現段階では指定管理者の選定委員会での報告がありましたけれども、基本的には当面市民の入場料は無料にしたいという意向は聞いております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

今、市民団体のこととか年間パスとか子どもたちのということもお聞きしたのですが、その辺はどうですか。

(教育課長)

申し訳ございませんでした。

友の会につきましては、今現在、地域おこし協力隊の原田君と澤出さんが

中心となって、友の会といろいろと活動を行っていただいているんですけども、指定管理になってからも、基本的には継続して、友の会と関係を保ちつつ、様々なご意見をいただいて、活動をしていきたいなというふうに考えております。

後、先ほどもありました年間パスですとかというのは、先ほど申したいとおりに、市のほうで決められるものではございませんので、指定管理者といろいろと協議をした上で、検討していきたいというふうに思います。

後、これは昨年、前から確かずっとそうだと思うんですけども、市内の小中学生等の学校行事等で活用する場合については、料金は取っておりませんので、今後も継続されるものというふうには考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(高間委員)

給食の関係なのですけども、給食事務員っていう、これ新しくつくったものですか。

(教育課長)

申し訳ございません。何年前から設置しているか、まだちょっと記憶にはないですが、もう前から給食事務員という形で市の臨時職員を中学校内の職員室の中に配置して、小中学校の給食費の関係についての事務を執り行う職員を配置していた経過がございます

(高間委員)

配置をしていた経過というか、これはちゃんと働きという人がいて、その仕事の内容があつてという、そういう継続の中での欠員だったんでしょうか。

(教育課長)

もともとは今、小中学校の共同調理場として、中学校内部の施設内に設置しておりますので、中学校の給食費の収集は教頭先生、小学校の給食費の収集についても小学校の教頭先生が中心となって活動されているのですが、その後、中学校のほうに給食費を集約して共同調理場とのお金のやり取りといえますか行っているんですけども、その際にやっぱり、中学校の教頭先生の業務負担軽減を目指して、給食事務員として配置して、その給食事務のお金の集約、実際にお金を取り扱うわけではないんですが、給食費の取りまとめ、調理室の収入支出等についての事務を執り行っているという事務員を配置しているところです。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

(千葉委員)

同じく給食事務員さんの件です。

私が勤めていたときはいなかったのですが、私が辞めた後、そのようになったかなということを考えておりますので、所属はどこなのですか。

調理場なのか中学校なのか。

(教育課長)

基本的には教育委員会の給食事務を担当する臨時職員として、夕張中学校の職員室内に配置しております。

(千葉委員)

勤務時間等については毎日なのか、その辺についてお聞きします。

(教育課長)

勤務時間につきましては、朝 8 時 45 分から、12 時までの午前中の一応 4 時間パートという形で、勤務していただいております。

(千葉委員)

それで、今いないので、学校で、教職員で対応しているということなのですが、学校の対応で、中学校なのですけれども、主に誰が対応しているのか。

(教育課長)

基本的には中心となるのは、教頭先生ではありますが、今、教頭先生も非常に業務過多ということもあって、校長先生もお手伝いしていただいているというふうに聞いております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

採用については今ご努力されている状況だと思うのですが、この辺については職安等にも出してあれしているのかどうか等についてお願いします。

(教育課長)

職業安定所にも提出しております。応募もお願いしておりますし、市広報、小中学校にも募集のチラシの配付等もさせていただいております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(千葉委員)

もう 1 件、給食調理員なのですからけれども、これ、定数ってあると思うのですけれども、定数は何名ですか。

(教育課長)

夕張市の小中学校の共同調理場は、調理員は 6 名で設定しております。

以上です。

(千葉委員)

そうしますと、今現人員で 5.5 となっていますけれども、これは午後は 5.5 ですよね。

午前中は 5 人でやっているということなのですね、そう理解してよろしいですか。

(教育課長)

先週で、中学校も小学校も学校終わったのですけれども、先週までは午前中 5 人、午後から 5.5 人という形になっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

はい、お疲れ様でございます。

給食調理員の、それから学童保育指導員の採用状況の関係で、後段のほうで、教育長のほうからお話ございました。

それで、ちょっと確認をさせていただきたいのが、これ、本会議からの部分にもなりますし、それから今日お話を伺っている中でいうと、教育長もご努力をされて、いろいろと民間の雇用の状況等々をご確認をいただいているということなんですが、現段階ではそういった本会議のほうで、話をしていた一、二時間の雇用というのは、いろいろな問題があって、回避をするということが述べられたわけですからけれども、引き続きそういう課題が解消した場合は、こういったその民間の雇用に習った雇用というのは検討される予定ということで、よろしいでしょうか。

(教育長)

行政のいろいろな雇用体制というものは考えていかなければいけないというふうに考えておりますけれども、ただ、民間においての雇用体制で、行政にも対応しうる非常に良好な対応をしているということであれば、そのような対応も採用するというような、それ、当然、総合的に判断をし、それがよ



いというふうな流れになったときには、民間の手立てというものも採用すべきだというふうに感じているところであります。

以上です。

(議長)

はい、わかりました。そうしますと、今、教育委員会としての見解ということになるかと思えますけれども、それでは一方で市全体の中での臨時職員の雇用という部分でいくと、やはりそういったところの検討というのが、今後必要になっていると、いうことで、現段階で、お考えかどうかということについて、これは理事にお尋ねをしたいと思えますが。

(総務課長)

理事に答弁を求められているのなら、理事がしたほうがいいのではないですか。

(齋藤理事)

市の臨時職員につきましては、ちょっと私も勤務体系の今後につきましては、十分認識していないところがございますので、ちょっと今後に向けて検討させていただければと思います。

(総務課長)

議長からのご指摘でございますけれども、市総体の雇用している臨時職員あるいは嘱託職員、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、平成32年度より現在における市で雇用している臨時職員、任用をしている嘱託職員の扱い方が相当法律の改正に伴って、変更となります。

したがって、議長からのご指摘ですけれども、平成30年度、31年度、この2カ年の中で、現在の雇用している嘱託職員、臨時職員等の業務の整理等を行った上で、臨時職員という位置づけで職員を雇用するというのは、職員の欠員が生じた場合に限定されるという法律改正の中身でございますので、これまでどおりの臨時職員の雇用ということがなかなか立ちいかななくなるという想定でございますので、先ほど申し上げたとおり、2カ年かけて業務の整理とそれに見合った嘱託職員の扱いを内部で十分検討していかなければならないという状況でございます。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

そうしましたら、ちょっともう一度確認をさせていただきたいと思うんですけど、やはり、今日、教育長のほうからお話をいただいたことについて、いろいろと状況収集をされている中で、そういったことについても今後検討していかなければならないのではないかというお話が今日、それから本会

議のときもそうであったというふうに思うんですけども、今日配布をしていただいている調理員の配置状況を見ていただいてもおわかりかと思いますが、やはり、このいわゆる運営を行っている栄養教諭の方のご意見っていうのは非常に大切になってくると思うのですよね、それが一つ。

それと教育長のほうからもお話がありましたが、現実的にこれは見解の相違があれば別ですけども、私の見解としては、やはり給食調理場で短時間の雇用というのは、なかなか難しいのではないかなと。

例えば着替え、消毒、その方にかかわる月2回の検便検査等々、それから調理場の中でも作業が分担されている状況ということからすると、なかなか現実的に困難ではなかったのかなと、思っているところでございます。

その意味からすると、やはり本会議の中で、今後検討の課題として、述べられたことではあるのですが、やはりそれが、検討されるということになると現場との対応であるところはどうなっていくのかというところで、不安を与えかねないような面もあったというふうに思うのですよね。

そのあたりについて、教育長のお考えというのはいかがでしょうか。

(教育長)

誤解を与えかねない発言があったというふうにありましたら、大変申し訳ないんですが、ただ趣旨は夕張市の現状を改善するためのあらゆる手立てを講じていかなければいけないということ。

また、それにより市民の安心安全というものの環境を構築していかなければいけないというような内容のものであります。

1時間というようなその数字については極端であったかもしれません。

ただ、どの程度の区切りができるかということは今働いている方々のご意見も十分加味しながら、先ほどから発言が重複するかもしれませんがフルタイム就労のみが雇用の形態ではないということを強調した言い方であったということをご理解いただければというふうに思っています。

以上です。

(議長)

わかりました。先ほど理事と総務課長のほうからお話がありましたけれど、給食調理場ということで、いわゆる通常の一般事務職員とはちょっと違う職場で勤務をしていただくということにはなると思うのですが、やはり雇用の方針については市全体としての統一性というのが求められてくる部分もあるというふうに思うのですよね。

ですので、そのあたりについてはそれぞれ教育委員会の機関とそれから市の機関とも調整を今後検討される場合においてはしていただきたいというふうに要望をいたしますが、その点についてはいかがですか。

(総務課長)

ただいまのご指摘ですけれども、まだ法律、地方自治法並びに地方公務員法の改正がなされたばかりの状況でありまして、各都道府県あるいは市町村にどういった扱いが求められてくるかと、その詳細については今のところ多くのことは伝わっておりません。

したがって、これから国が求める自治体における臨時職員のあり方、嘱託職員のありかた等についても、いろいろな情報が今後下りてくるんだらうと、いうふうに思っていますので、そういった情報収集をしっかりと行いながら、ご指摘のあった教育委員会部局とも臨時職員のあり方、あるいは嘱託職員のあり方についても連携が図られるように進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育課を終わります。

## 【産業振興課】

(1) 「ユーパロの湯」について。

(大山委員長)

それでは産業振興課より報告を受けてまいります。

(産業振興課長)

それでは私からユーパロの湯の指定管理についてご説明をさせていただきます。

ユーパロの湯につきましては本年11月16日から休業が続いているところですが、これまでの間、12月中の再開に向け努力すると、管理者側から聞いておりました。

しかし、今月に入って、ユーパロの湯関係者と連絡が取れない状況になっております。

休業への大きな原因となりました調理関係者の募集も中断していることなど、再開への努力がなされておらず、今後も休業状態がこのまま続くと考えられることから、市といたしましてもこれ以上の運営は困難であると判断し、

指定管理者である株式会社バトナの指定取り消しに向けた事務作業を進めているところでもあります。

あわせて、ユーパロの湯施設管理業務協定書に基づく施設の運営及び管理について、一切の権利義務の代行を認める三者協定、これを市と株式会社バトナ及び現地法人であります株式会社ユーパロで締結しているところですが、この三者協定につきましても指定管理者の指定取り消しが行われれば、同日付けで締結が無効となります。

今後の対応についてであります。指定管理者の指定取り消しにつきましては、夕張市行政手続条例の不利益処分に該当することから必要な手続きを行い、手続きが終了しだい指定取り消しの作業に移りたいと考えております。

なお、隣接しております介護老人保健施設への温泉供給はこれまで同様に供給をしておりますし、今後の施設管理につきましては、早急な対応が必要である冬季間の施設養生、必要に応じた屋根の雪下ろしについても適切に行ってまいりたいと考えております。

指定管理者の指定取り消し以降のユーパロの湯のあり方につきましては、慎重に検討をしております。

取り消しをする理由といたしましては、ユーパロの湯指定管理業務協定書第23条第1項第8号の指定管理者の責に帰すべき事由により、管理業務が行われないなどに該当することから、指定管理者の取り消しを行おうとするものであります。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

当該指定管理者が運営している市外におけるほかの施設等がありましたら、その状況を把握していらっしゃいますか。

市外含めて、この運営法人が運営しているほかの温泉施設がありましたら、その状況を把握していますかという質問です。

(産業振興課長)

市外の施設の管理をしているということは聞いておりません。

(今川委員)

この法人が夕張市で把握している範囲内では、この法人が運営している温泉施設は夕張市のユーパロの湯だけということでしょうか。

(産業振興課長)

そういうことでもあります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

何点かの確認も含めて経過をお聞きしたいと思いますけれども、まずこれ、指定管理が10年ということで、運営をされてきた中で、今の時点でいうと1年半くらいの経過でありますよね。

その部分で、前回報告をいただいた中では、先ほど説明があったとおりに12月中をめどに再開をしたいという部分での報告、それ以降の私どもは聞き及んではないわけですが、その中で、この1年半の中で、その間に、まずいろんな財務状況とか、途中、途中でいろんなものが、運営の形が若干時間等を含めて変更になってきている場面もありましたよね。

その部分の中で、その財務状況、また指導等が行政側としてその間に、おありになったのかどうか、まず確認をさせていただきたいと思います。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えいたします。

ユーパロの湯につきましては平成8年12月オープン以来、第三セクターですとか、指定管理者側による運営、これ3社続いておりますが、第三セクターの破産や指定管理者からの指定管理返上が続いていた中で、平成28年の4月に株式会社バトナを指定管理者と指定規定をしているところであります。

返上が続いた指定管理者につきましては、温浴施設の運営を手掛けたことがない、いわゆる今まで返上が続いてきたところについては、温泉施設を運営したことがない事業者さんだったんですけれども、このたびは温泉施設を手掛けたことがあり、それに精通しているというようなところで、お願いをしていたところであります。

中ほどに関しては私どもも何とか10年間、この指定管理を長いスパンで考えながらやっていたのではないかなというように形で指定管理をお願いしていたところでありますけれども、このたび1年半程度で、このような状況になってしまったというところであります。

その間、事業者につきましては、1年間の、例えば24時間営業ですとか、そういうようなことをしながら状況を見ていたという中で、その1年間計画をどうすれば利益が上がるのかというようなことを考えながら、例えば週に1度のお休みをつくるですとか、時間を変更するですとか、料金の形態を変更すると、こういうようなことをしていただいたところであります。

それにつきましては、協議書を提出していただいた中で、私どもと協議をし、行っていたということに至っています。

その間、財務状況の部分についてでありますけれども、実際、今までこの

ような状態で、施設の返上等がありましたので、実際のところ、利益をたくさん出すというような施設ではありませんで、その部分に関しては運営されている方とも厳しいというようなお話をしていましたので、その部分に関して、お互い協議をしながら、財務状況についても指導をしながら、今までできていたというところがございます。

(小林委員)

この件に関しては、ほかの議員の方も多分質問があると思うんですけども、私、運営に関して、もう1点だけ、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどの説明の中で、連絡が取れてないと、これ26日という説明になっていますけれども、それ以降、いろんな形でコンタクト取れなかったものなのか、連絡先が1カ所だったのか、2カ所だったのか、本社だったのか、いろんな部分の連絡の方法とは取れたのか、状況、今までも含めて、どういう形で連絡を取り合ったのか、また取れる、これから可能性はあるのかどうか、この辺に関して若干聞きたいと思います。

(産業振興課長)

ただいまの質問にお答えいたします。

11月の26日を最後にということになっておりますけれども、26日までは普通に施設の管理者の方とお会いできていましたし、電話でも連絡を取っていた状況にはなっておりました。

その後、しばらくした後に、電話になりますけれども、連絡を取ったところ、出ていただけないような状況になったということになっております。

固定電話につきましては、ユーパロの湯にもありましたけれども、休業に入っております、従業員もだれもいない状況になっておりますので、そちらについて連絡は取れない状況でした。

ということなので、関係者の携帯電話の連絡ということになっていたところであります。

代表者を含め、マネージャーと呼ばれる方との連絡を取っていたのですが、それも取れなくなってしまったというような状況であります。

(小林委員)

また、後ほど、すいません、質問させていただきますので、この件はわかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

市は、ユーパロの湯の休業に対して、市民からの苦情というものは、入っていたのでしょうか。

(産業振興課長)

ただいまの質問にお答えをいたします。

休業ということでしたので、直接ユーパロの湯の施設に連絡をされる方がおられたとは思いますが、ただ、先ほども言ったように、固定電話が通じないというような状況もありまして、市のほうに今現状はどうなっているのかというお電話は数件はいただいております。

(君島委員)

それから、従業員の給料の支払いというのはどうなっているのでしょうか。聞いておりますか。

(産業振興課長)

当初11月の16日休業と、それから休業というお話でありました。

その時点では私も、そのようなお話は聞いておりませんでした。

ただ、11月休業に入って、私どもも連絡が取れていない状況ということもありますので、それ以降の部分については、私ども何とも言えない状況ですが、そのようなことしかちょっとお答えできないのかな。

(君島委員)

はい、わかりました。

それから、入浴券の回数券の未納分というのに対して、何か連絡等入っておりますか。

(産業振興課長)

その回数券につきましても、休業という形を取っておりますので、再開すれば普通に使えるような状況になるというところでありますけれども、本当はその状況がどうなのかということで心配をされた方からも数件の連絡というものはいただいております。

ただ、私どもとしては、その部分について、市が保証というか、そういうような形のお話をされる方がおられるんですけども、基本的には入場料という形になりますので、その方法が普通の入場料と回数券と方法が違うということがありまして、それについてはお客様と事業者様の中の問題というような形になると思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

今、先ほど君島委員からは、市民の反応ということでしたけれども、取り引き業者さんが売掛金の未収があるというような話も聞こえてきているんですけども、先ほど、課長のご説明ですと、市としても連絡が取れなくなっ

ているということで、困っている状況かと思うんですが、そういった中で取り引き業者様からユーパロの湯の関係者の連絡先を教えてくださいとか、そういった問い合わせの電話というのは入っていますか。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えいたします。

取り引き業者さんからの連絡も市には入っております。

ただ、それは事業者さん同士のお話の中ということもありまして、私どもとしてはユーパロの湯の連絡先を教えるということでの対応はさせていただいております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

その点はわかりました。

迷惑を被ってしまった事業者さんがいたのかなという状況かなと思います。

今後の対応の中で、手続きを進めて指定取り消しという方向性で手続きしていきますよというご説明がありましたが、大体の取り消しの手続きが完了する時期の見込みとしては、いつぐらいを想定されていますか。

(産業振興課長)

ただいまのご質問でありますけれども、今回取り消しを目標にやっているということになります。先ほどもご説明したとおり、不適當処分にあたるというようなこともありますので、それも含めて作業をしていかなきゃならないので、わからないということになります。

単純に取り消します、ああ、そうですかということにはなりませんので、ちょっと時間がかかるかとは思いますが、その流れによって、どの程度かかるのか、何とも言えない状況ではあります。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

相手のあることですので、いつぐらいでとか、何カ月ぐらいでというのはなかなか難しいとは思いますが、心配されるのが、先ほど最初のご説明の中で冬季間の養生ですとか雪下ろしの作業が主としてやっていかなきゃならないというふうにお考えだということでしたが、そこにも多少の経費が発生をしてしまう可能性があるですとか、後はお金がかからないにしても、職員の方が雪下ろしを実際にやらなきゃならないといった状況も想定されるということで、この冬はおそらくやらなきゃならないというふうに思われるんですが、次の冬も越さなきゃならない程度、時間がかかりそうなのかどう



かっていうところについての見込みはどんな感じでしょうか。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに実際どのくらいの手続き、時間がかかるかというのがわからない中で、冬の養生ですとか、そういうものをやっていかなきゃならないということになります。

基本的には、冬の養生等というのは指定管理者が行うべきものというところであります。

ですので、何とかこの手続きを早く進めて、指定取り消しをした後に、市が早急に対応できるような形で進めていければというふうには思っています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

私のほうで今説明、いただきましたけれども、これは市のほうには相談もなく連絡が取れなくなったということで、ただいま説明をお聞きしていますと、当然、市のようにいろんな部分で業者をはじめ、利用者の部分には支払い義務はないということで、お聞きしましたけれども、当然やっぱり市内の中には、先ほどの説明の中では、そういう方が存在してくるのかなど。

いろんな問い合わせがあったということですのでけれども、その部分で主として当然義務はないのですけれども、そういう中で、相談または弁護士等専門的な見地から、相談されて対応されるという考えはおありになるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

実際のところ、業者さんからいろんな相談を受ける部分はあります。

ただ、先ほども申したように業者さんを通してのお話合いというような形になると思っています。

その部分で、市の顧問弁護士等もおりますので、何かあるときにはそちらのほうと相談をしながらということを進めておりますけれども、最終的には私どもは相手先のご連絡先をお教えする程度しかできないのかなとは思っております。

(小林委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

それでは、報告内容について、改めてちょっと確認させていただきたいと思います。

いろいろと市のほうも指定管理者制度を導入して、もう10年以上経過をしてきたとうふうに思っておりますが、まず一つ、指定の取り消しというケースは私の記憶では、今回進めようとされているというのは、初めてのケースかと思うのですが、それで間違いなかったでしょうか。

(産業振興課長)

今回取り消しという形になるのは、初めてかと思います。

(議長)

はい、とういうことで、非常にちょっと残念な思いもしているわけですが、今、ここにあつては、先ほど説明をいただいたような指定取り消しに向けた手続きを進めていただくということになるかなというふうに思いますけれども、一つ、心配なのが、現在の施設への管理状況ということで、今は休業中という取り扱いになると思うんですが、これは休業中であっても、条例で定められた施設ですから、市の職員が管理などのために立ち入るということは可能だということによかったでしょうか。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えいたしますが、基本的には指定管理をしているというところで、勝手に私ども市の職員としても中に立ち入るというのは、基本的にはだめだということでもあります。

ただ、法的に必要なことがある場合、例えば消防の点検ですとか、そういうような法的なもののある場合については、市の職員が中に入って立ち会うというような形は取れるというようなことでもあります。

(議長)

わかりました、ありがとうございます。

それでは例えば施設の中で、いわゆる指定取り消しの手続きをこれから進めていただいて、それが完了したという状況になりましたら、いわゆる市として管理にあたっていただかなければならないことになると思うのですが、例えば、今の段階で施設のご確認も連絡が取れている機関中もされているかというふうに思うのですが、市が保有している財産で、例えば被った被害であるとか、現状の復帰が必要なものというのは、確認がされているのでしょうか。

(産業振興課長)

ただいまのご質問にお答えいたします。

大きな被害という形ではないと判断しております。

ただ、地下に温泉水がバルブをとめ、お湯がたまったというようなことがありましたが、それにつきましても、消防のご協力をいただきながら、対応をしておりますし、それ以外、源泉からの温泉水も普通に流れているような状況ということにはなっておりますので、施設自体で大きな損害といえますか、そういうようなことはない、今のところでは考えています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

わかりました。

それでは一つですけれども、指定取り消しに向け協議ということで、一部(1)のほうで、記載をしていただいております、失礼いたしました、(2)の今後の対応について、不利益処の手続き終了後、指定取り消しの手続きを進めるということなのですが、具体的な手順で言いますと、先方の連絡が今の段階ではつかないという状況の中で、どのような手続きを踏まれていくのかということなのですが。

(産業振興課長)

手続き手順というような形になりますが、まずは指定管理取り消し、いわゆる市側から一方的に取り消しますということになりますと、先ほど言ったように不利益処分というようなことで、相手方にそういうようなことが、不利益が発生する場合があるということになりますので、その部分については聴聞を行わなければならないと。いわゆる相手方のお話を聞かなければならないというような手続き、手順になります。

その上で、その中で、お互いが協議をし、最終的に市のほうから指定管理を取り消すというような流れになっていくかなと思います。

ということなので、その聴聞の案内を送付するですとか、その送付物が例えば相手方に届かなかったってというようなことがあると、そのほかの手続きをまた取らなければならない状況が出てくるということなのですが……。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで産業振興課を終わります。

## 【土木水道課】

(1) 市道路線の認定について

(大山委員長)

それでは土木水道課より報告を受けてまいります。

(土木水道課長)

土木水道課から市道路線の認定についてご報告を申し上げます。

資料1に移ります。

市道の認定でございますが、拠点複合施設等の建設に伴い認定するものであります。

市道清水沢中央4号線、認定延長、174.6メートルでございます。

これにつきましては南清水沢4丁目区内の道路認定をし、今後道路整備を行うという計画で、認定するものであります。

この認定に関わる案件につきましては、道路法第8条の規定により、第1回臨時審議会に提出するものであります。

以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(議長)

お疲れ様でございます。

今、課長のほうからご説明があったんですけど、ここの市道の認定ということは説明どおりの順序を踏まれると思うんですが、今段階で土地を取得しているものではなくて、認定の行為が先ということで、間違いありませんね。

(土木水道課長)

議長からご質問のあったとおりでございます。

今後計画に伴って、その土地取得が順調にいくことによって、すぐできるところから事業を進めていくという計画のもとで、前段で認定の行為を行うものでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで土木水道課を終わります。

【財政課】

- (1) 財政再生計画 1 月変更について
- (2) 1 月補正予算について

(大山委員長)

それでは財政課より報告を受けてまいります。

(財政課長)

おはようございます。

財政課から報告申し上げます。

まず、報告事項の1点目、財政再生計画1月変更についてでございますが、資料1の1をお開きください。

今回の計画変更の基本的な考え方でございますが、今回の財政再生計画の変更は平成29年度第5次(12月)変更以降に生じた新たな課題に対応するもので、ございます。

計画変更後の歳入歳出の増減額は5,689万9,000円となります。

こちら、資料のほうで100万円となっておりますが、こちら誤り、1,000円にご訂正願います。

変更に伴い、必要となる財源につきましては地方債の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金により、対応するため、再生計画期間の変更はございません。

それでは、変更の内容を説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、拠点複合施設建設用地取得、こちら行政機能や交通結節機能、子育て支援機能等を有した拠点複合施設を整備するための建設用地を購入するための経費を追加するものでございます。

なお、詳細は後ほど建設課長よりご説明申し上げます。

続きまして、歳入でございますが、歳出の計画変更に伴い、その財源として計画変更を行うものでございます。

1点目、2点目がございますが、まず、2点目の過疎対策事業債から説明をいたします。

こちらのほうは拠点複合施設建設用地の購入に対し見込まれる地方債を追加するものでございます。

そして、1点目の繰入金。一般財源分の財政調整基金から繰入金を追加するものでございます。

次に資料1の2に関しましては、財政計画における歳入歳出年次総合計画の変更部分を示しているものでございますので、ご参照ください。

続きまして、報告事項の2点目、平成29年度の1月の補正予算についてご説

明申し上げます。

資料の2をお開きください。

資料の2、1ページ目は一般会計における地方債の補正を示しております。

資料のとおりでございます。

2ページ目、こちらのほうは先ほど説明申し上げました財政再生計画の変更に基づく一般会計の款別の補正額について、計上しております。

補正総額は5,689万9,000円、財源は地方債が5,500万円、一般財源は財政調整基金繰入金で対応いたします。

3ページ目こちらのほうは事項別明細になりますが、説明は先ほど申し上げましたので省略いたします。

財政課から説明は以上です。

(建設課長)

私のほうから、最終ページになりますけれども、参考資料をご覧ください。

拠点複合施設建設用地の取得についてということで、詳細について説明させていただきます。

民有地の取得ですが、南清水沢4丁目で、12,968.03㎡ということで、面積のほうを精査したことにより、これで面積のほうは確定となります。

取得予定金額でございますけれども、土地の取得額につきましては4,538万8,105円、物件補償額1,150万9,600円ということで、予定額5,689万7,705円という予定をしております。

今後のスケジュールとしましては、臨時市議会において計画変更・補正予算、その後地権者との仮契約、そして、3月の第1回定例市議会で財産取得の議案の提出の予定をしております。

これは財産条例第2条に1件5,000平方メートルということで議会の承認をいただくということになっていることから、提出するものであります。

議決後、本契約締結で取得ということになるという予定になっております。以上です。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

はい、それではこれより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

建設用地の取得についてなんですけれども、この土地取得額と物件補償についてはどのように算定したのか、お願いします。

(建設課長)

土地の取得額につきましては、土地取り引きの意見書をいただきまして、

それに基づき算定ということを行っております。

物件補償につきましては、こちらのほうも業者に委託、それで、市場的に物件の保証を年数等を加味して動かすだとか、取得だとかっていうことで、物件の保証額を積み上げていっているということになっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(今川委員)

意見書を出された業者だとか委託先は不動産鑑定士さんっていうことでよろしいでしょうか。

(建設課長)

はい、そのとおりです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで財政課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名又は押印する。

夕張市議会 行政常任委員会

委員長 大山修二 ㊟